

# 市民一人ひとりの心掛けで 風致地区を守りましょう

風致地区とは、都市計画法に規定する地域地区の一つで、都市内の樹林地・水辺地などの自然的要素と一体となって良好な都市環境を維持するために定められた地区です。  
このため、区域内での建築・宅地の造成や樹木の伐採などについて制限が設けられています。  
本市においては、周辺風致の状況に応じて第一風致地区（南湖・羅漢山・小峰城跡）、第二種風致地区（中央・搦目）、第三種風致地区（搦目・羅漢山）に区別されています。

## 風致地区内における建築などの規制について

### 《許可を要する行為》

風致地区内での下記行為は、あらかじめ白河市長の許可を受けなければなりません。

- |                           |                         |
|---------------------------|-------------------------|
| ①建築物その他の工作物の新築・改築・増築または移転 | ④水面の埋め立てまたは干拓           |
| ②建築物その他の工作物の色彩の変更         | ⑤木竹の伐採                  |
| ③宅地の造成。土地の開墾、その他の土地の形質の変更 | ⑥土石の類の採取                |
|                           | ⑦屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積 |

### 《許可基準など》

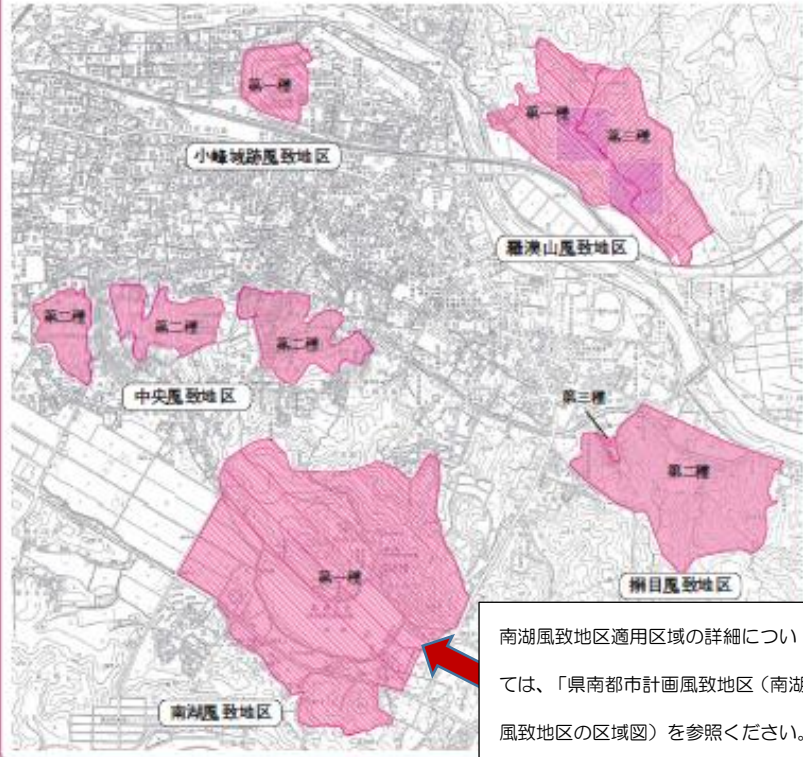
建築における許可基準については、位置・形態・意匠・色彩などを周辺の風致と調和させたものとするほか、次の基準を満たす必要があります。

区分	建築物の高さ	建ぺい率	緑地率	外壁後退距離
第一種	8 m 以内	20 %	50 %	道路から 3m 以上 その他 1.5m 以上
第二種	12 m 以内	30 %	40 %	道路から 2m 以上 その他 1.0m 以上
第三種	15 m 以内	40 %	30 %	道路から 2m 以上 その他 1.0m 以上

このほかにも、建築物・工作物の色彩変更、宅地の造成や土地の形質変更、木竹の伐採、屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積などについても許可基準が設けられています。

☎（市都市計画課 計画係 内線 2282）

## 白河市風致地区一覧



南湖風致地区適用区域の詳細については、「県南都市計画風致地区（南湖風致地区の区域図）を参照ください。

### ・風致地区（平成 28 年 12 月 12 日変更指定）

（単位：ha）

地区名	南湖	中央	小峰城跡	羅漢山		搦目		計
種別	第一種	第二種	第一種	第一種	第三種	第二種	第三種	253.9
面積	117.7	33.2	8.6	33.3	15.0	44.1	2.0	